

(株) タカコ (A)

— 精算表による損益計算 —

株式会社タカコは小児・子供服の輸入品の小売りを営んでいる。取締役社長の荒孝子氏は昭和52年6月に同社を設立し、同9月より営業を開始した。彼女は東京都渋谷区の繁華街に5坪ほどの賃借建物を見つけ、ヨーロッパ各国の子供服メーカーより仕入れた商品を販売した。彼女は会計手続にはそれほどくわしくなかったため、月次の決算や毎年度末に行なう本決算および税務申告は、大井会計事務所に勤める友人の大井氏に一切の処理手続を依頼していた。開業第4年度の決算を前に、荒孝子氏は昭和57年3月31日現在の各勘定につき、残高試算表を作成してみた。表1は3月31日現在の決算前の残高試算表である。

開業約4年にして事業も軌道に乗り、今期は先期に引き続いて利益を計上できるものと思っていたが、どの程度になるか、以下の決算修正事項を精算表上に記入して利益を算出してみようと考えた。

決算修正事項

1. 当期の減価償却額、建物付属設備 281,393 円、器具備品 99,611 円。(付表 2 参照)
2. 売上勘定期末有高のほか、売上金の未収分が 875,640 円あった。この金額は未だ帳簿上に記載されていなかった。当社では期中の入金はすべて売上にたてていた。したがって、期首売掛金 755,105 円はすでに回収済みであり、売上に計上されていた。しかしこの 755,105 円は前期の売上相当額であり、当期売上から控除しなくてはならない。
3. 売上高のうち 17,350 円は前受金。
4. 商品は既に到着していたが、未だ帳簿上に記載されていない金額が取得原価にして 792,405 円あった(仕入/買掛金)。当社では期中仕入高は納品書により仕入の都度すべて仕入勘定にたて、また、仕入代金の支払いを現金にて行なったときには「仕入/現金」なる仕訳を行っていたから、期首買掛金 617,655 円は当期仕入高より控除し、同時に買掛金を減額すべきであった。
5. 会社は荒氏個人より資金を借入れていた。ところで、荒氏への毎月の給料より会社は源泉徴収税等を控除し、預り金とし、翌月納付していた。期末に当り、預り金計上額が 196,900 円不足していたので、これを荒氏個人よりの借入金と相殺することにした。

このケースは(株)タカコと大井会計事務所との御好意により慶應義塾大学助教授柴田典男が作成した。ケースは経営管理に関する適切なもしくは不適切な処理を例示するものではない。(1982年6月作成)

6. 前払費用（期首有高）の当期家賃への振替額 302,000 円。当期賃借料のうち 1,659,000 円は昨年 11 月から今年 10 月までの家賃を前払いしたものであった。

7. 支払利息のうち、借入証書の印紙代 6,000 円が含まれていた。

8. 去る 1 月借入金を返済したが、返済額のうち 40,700 円は元本の返済でなく、支払利息相当額であり、記帳の誤りであることが判明した。

9. 仮払金のうち、1,112,080 円は欧州への仕入旅行に際して渡された金額で、商品仕入 777,900 円、旅費 334,180 円と精算されるべきものであったが、未記帳であった。

10. 差入保証金の 20%（240 万円）は永久に戻ってこない金額であり、長期前払費用に計上されていた。税法では 5 年以内均等償却ができることになっていた。当期、はじめて 480,000 円を償却することとした。

11. 期末商品棚卸高 11,583,620 円。

設問 1. 上記の（1）～（11）の修正事項にもとづき、精算表を完成しなさい。

2. 昭年 57 年 3 月期の損益計算書、貸借対照表を作成しなさい。

3. 荒孝子氏の行なった会計処理等について、改善すべきところがあれば指摘しなさい。

(株)タカコ

付表 1. 残高試算表

昭和57年3月31日

(単位：円)

No.	科目	借方	貸方	No.	科目	借方	貸方
1	現金	294,220		39	包装費	349,602	
2	預金三和銀行	98,801		40	車輻費	750,720	
3	〃三菱銀行	116,910		41	運送費	94,300	
4	〃渋谷信用金庫	327,982		42	保険料	27,210	
5	〃東海銀行	15,950		43	修繕費	164,000	
6	〃住友銀行	114,052		44	雑費	295,984	
7	売掛金	755,105		45	受取利息		31,647
8	前渡金	1,163,324		46	雑収入		29,046
9	仮払金	1,151,300		47	支払利息	356,289	
10	前払費用	325,334		48	雑損失	70,000	
11	商品	9,360,903					
12	立替金	26,250					
13	建物付属設備	2,344,946					
14	器具備品	320,571					
15	電話加入権	80,300					
16	差入保証金	9,600,000					
17	出資金	20,000					
18	長期前払費用	2,400,000					
19	保険積立金	627,000					
20	買掛金		617,655				
21	借入金		10,706,866				
22	預り金		45,510				
23	資本金		20,000,000				
24	繰越損失	1,846,048					
25	売上高		35,801,175				
26	仕入高	21,088,432					
27	給料手当	4,620,000					
28	雑給	1,980,200					
29	福利厚生費	234,909					
30	賃借料	3,421,000					
31	水道光熱費	226,215					
32	接待交際費	440,010					
33	通信費	438,117					
34	備消耗品費	251,541					
35	広告宣伝費	97,920					
36	租税公課	151,680					
37	旅費交通費	888,024					
38	支払手数料	296,750					
	小計	65,123,794	67,171,206		小計	2,108,105	60,693
	合計	65,123,794	67,171,206		合計	67,231,899	67,231,899

付表 2

税務申告に用いた減価償却額の明細書

別表十六(二) 一四五六・四・一以後終了事業年度分

定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度	56-4-1 57-3-31	法人名	(株) 7カゴ	
1	建物附属設備	器具備品	"	"	"	合計
2	店内造作	シャッター	エアコン	エアコン	エアコン	
3	事業の用に供した年月	52.9	52.8	52.11	52.11	
4	取得価額又は製作価額	3,700,000	175,000	829,500	150,000	4,854,500
5	圧縮記録による引当金計上額					
6	差引改定取得価額(5)-(6)	3,700,000	175,000	829,500	150,000	4,854,500
7	期末現在の帳簿価額	185,000 370,000	8,750 175,000	414,750 89,500	7,500 15,000	
8	期末現在の引当金の金額	2063,553	46143	154692	20125	2284,513
9	引当金の期中繰上り額					
10	引当金の期中繰下り額					
11	改定帳簿価額(9)-(10)-(11)	2063,553	46143	154692	20125	2284,513
12	損た当期に計上し	281,393	15,381	72462	11,768	381,004
13	前期から繰り越					
14	前期から繰り越					
15	前引					
16	合計(12)+(13)+(14)-(15)	2844946	61524	227154	31893	2665517
17	耐用年数	18年	8年	6年	5年	
18	償却率	0.120	0.250	0.319	0.369	
19	算出償却額(16)×(18)	281,393	15,381	72462	11,768	381,004
20	増加償却額(19)×(増減率)					
21	計	281,393	15,381	72462	11,768	381,004
22	特別償却額					
23	特別償却額					
24	特別償却額					
25	特別償却額					
26	計(23)+(24)					
27	前期から繰り越					
28	合計(21)+(26)+(27)	281,393	15,381	72462	11,768	381,004
29	当期償却額	281,393	15,381	72462	11,768	381,004
30	償却不足額(28)-(29)					
31	償却超過額(29)-(28)					
32	前期からの繰越額					
33	償却不足によるもの					
34	引当金取りくずしによるもの					
35	差引合計翌期への繰越額(31)+(32)-(33)-(34)					
36	翌期に繰り越すべき償却不足額(35) (35又は(32)+(33)のうち少ない金額)					
37	当期において切り捨てられた償却不足額					
38	差引翌期への繰越額(36)-(37)					
39	翌期への繰越額の内訳					
40	翌期への繰越額の内訳					
41	翌期への繰越額の内訳					
42	翌期への繰越額の内訳					
43	翌期への繰越額の内訳					
44	当期分不足額					

1 この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、次の資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。

2 租税特別措置法による特別償却の規定(同法第49条第1項及び第50条第2項の規定を除く。)の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

(2)(1) 期中の途中で事業の用に供した資産。なお12簡便償却を適用した場合は、備考欄にその旨表示してください。

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産。

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

.....

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.